

社会福祉法人千寿会 役員等報酬規程

(役員等に対する報酬等の支給の基準)

第1条 この規程は、社会福祉法人千寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）について定めるものとする。

(専任の理事長及び副理事長、専務理事の報酬等の支給)

第2条 常勤専任の理事長及び副理事長、専務理事について、報酬・賞与及び退職手当を支給する。

2 常勤専任の理事長及び副理事長に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(専任の理事長及び副理事長、専務理事の報酬等の算定方法)

第3条 専任の理事長及び副理事長、専務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額。
- (2) 賞与については、別表2に定める額。
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 理事長、副理事長、専務理事を除く非常勤役員等については、勤務実態に応じて報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたとき、又は評議員会及び理事会並びに監事監査（以下「役員等会議」とする）に出席したときは、旅費規定に基づき旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員（施設長）を兼ね、職員給与を支給している者（専務理事）の役員報酬は、別表5の定めによるものとする。

(報酬等の支給)

第 6 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬並びに賞与の支給時期については、給与規程第 6 条に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期満了、辞任又は死亡により退任した後 3 ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬の支給時期は、法人及び施設業務を行った日に基づき、給与規程第 6 条に準じた日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第 7 条 新たに役員等に就任した者で月額報酬が発生する場合には、その翌月から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。尚、この規程の改廃等変更がない場合であっても、2 年に一度は評議員会にてその承認を受けることとする。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。尚、この規程の改廃等変更について、2 年に一度は理事会にてその内容を審議することとする。

附則 この規程は、令和元年 8 月 20 日より施行する。

別表 1 (常勤専任の理事長及び副理事長、常務理事の報酬)

役職名	報酬額
理事長	400,000 円/月
副理事長	300,000 円/月
常務理事	250,000 円/月

別表 2 (常勤専任の理事長及び副理事長、常務理事の賞与)

	報酬額
夏季賞与	報酬の 2 ヶ月分
冬季賞与	報酬の 2 ヶ月分

別表 3 (常勤専任の理事長及び副理事長、常務理事の退職手当算定式)

理事長：最終報酬月額×在任年数×2
副理事長：最終報酬月額×在任年数×1.5
常務理事：最終報酬月額×在任年数×1

※上記在任年数は、勤続月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月に切り上げ、年単位で小数点 1 位未満を切り捨てたものを在任年数とする。

※専任の理事長及び副理事長の退職手当の支給は、当法人職員を兼務した期間を除き、在任期間が 4 年を超える者に対してのみ支給する。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の対象業務範囲	報酬額
評議員	理事長の命による法人及び施設	10,000 円/日
理事	設の運営に関する業務または	10,000 円/日
監事	理事会、評議員会の出席	10,000 円/日

※当法人職員を兼務し、常勤職員給与を支給している役員に対しては、支給しない。

別表 5 (職員給与との併給)

役職名	報酬額
理事長	100,000 円/月
副理事長	60,000 円/月
常務理事	30,000 円/月

※当法人職員を兼務し、常勤職員給与を支給している役員（業務執行理事等）に対しては、職員給与・施設長手当等に加えて役員報酬等を支給する。